(定価 箇年 三万八千八百八十円)

目

次

示

令 和 三 年

第

二月十 — 八 · 二 日 号

曜 H

四

指定取消年月日

た。

Ŧī.

令和三年三月三十一日

金

処分の理由

訓練等給付費の請求に関する不正及び虚

偽の報告があったため。 指定就労継続支援B型に要した費用について、

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

大分県告示第百七号

令和三年二月十二日

解除予定保安林の所在場所

大分県知事

広

瀬

勝

貞

豊後高田市香々地字塩屋三五九五番一 (次の図に示す部分に限る。)、三五九五番二、

三五九五番三

保安林として指定された目的

解除の理由

指定理由の消滅

定を取り消した。

令和三年二月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県告示第百六号

〇 告

示

三号)第五十条第一項の規定により、次の事業者について指定障害福祉サービス事業者の指

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局

風害の防備

並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和三年二月十二日

援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定の取消処分を行っ

平成十九年九月二十六日付け指令障福第二〇一二ー一四ー一九号で通知した就労継続支

三

処分の内容

人ゆけむり 理事特定非営利活動法

八一三番地七別府市大字野田

法人ゆけむり 特定非営利活動

八一三番地七別府市大字野田

就労継続支援B型

事業者の名称

所 在 地

事業所の名称

事業所の所在地

サービスの種類

処分を受けた事業者の名称等

処分をした年月日

令和三年二月十日

長

小田

大分県報 (告示)